

学生と保護者に向けた県内就職情報発信強化事業業務委託仕様書

1 事業の目的

学生と保護者に向けた県内就職情報誌等（以下「情報誌等」という）を作成し、県内企業の魅力や職場環境、若者への期待感などの経営者の思いを伝え、親子で県内就職を考える機会を提供することにより、若者の県内定着・回帰促進を図る。

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

3 委託業務の内容

(1) 情報誌等の制作・発送

情報誌等の制作及び発送業務の詳細は、以下のとおりとする。

ア 情報誌等の種類

以下について作成すること。

| | |
|------|--------------------|
| | 高校3年生（新大学1年生）向け情報誌 |
| 対象者 | 進学予定の高校3年生及び保護者 |
| 印刷部数 | 6,000部 |
| 形式等 | A4判（A3判二つ折り）12頁 |

イ 編集方針

【作成のねらい】

- ・大学進学後の就活期において、県内就職に向けた動機付けとなるもの。
- ・大学等に進学直前の高校3年生及び保護者に対して、県の就職支援ツール（こっちゃけ・就活サポーター・奨学金返還助成制度等）、就活標準スケジュール、こっちゃけの会員登録・メルマガ・マイページ機能の説明等を掲載する。
- ・保護者と一緒に見てもらえるよう、掲載内容や誌面構成などを工夫する。

【編集方針】

- ・情報誌のターゲットである保護者の共感、関心を喚起し、子どもの県内就職や定着を促す内容とすること。
- ・県内企業等取材した上で、県内企業の魅力、強みを伝えながら、掲載した企業の社風・社員の人柄等、県内就職を具体的にイメージできる記事を作成すること。
- ・イラスト、画像等を効果的に取り入れ、読者にとってわかりやすく、家庭で話題となるような親しみやすい誌面とすること。
- ・保護者を含めた家族向けの広報誌であることがわかりやすいタイトル、キャッチコピー、表紙デザインを作成すること。

ウ 業務の進め方

以下の内容で業務を進めることとし、受託者と県による編集会議において、提

案内容を踏まえて誌面構成を決定する。

- ①編集会議
- ②県内企業や若手社員等への取材
- ③原稿作成
- ④校正（県に3回以上提出すること）
- ⑤印刷
- ⑥梱包・発送
- ⑦納品

エ 原稿の作成

記事の内容は、下記の項目を必ず盛り込むこと。

なお、④に係る掲載企業の選定は、県と協議の上、決定すること。

- ①学生・保護者に対する県内就職の呼びかけ
- ②就活スケジュール
- ③秋田暮らしの良さや魅力
- ④県内企業情報
※県外大学卒業後に県内企業に就職した若手社員や、採用企業の経営者インタビュー等を含むこと。
- ⑤県内の業界紹介（2業種程度）
- ⑥高校生が起業家等に取材した記事の紹介（原稿等は県で作成・提供する）
- ⑦子どもの就職活動に関する保護者向けのアドバイス
- ⑧本県や市町村が実施する就職支援制度や奨学金助成制度、イベント情報等の周知（3～10項目程度）
- ⑨こっちゃけの会員登録・メルマガ・マイページ機能の説明
- ⑩その他必要と考えられる事項

オ 印刷物の梱包・発送

情報誌の発送先は、以下のとおりとするが、発送先の住所、発送期日、各発送先別の発送部数は、別途、県が指定する。

| | |
|------|---------------|
| | 高校生（新大学1年生）向け |
| 発送先 | 県内50高校 |
| 発送時期 | 令和6年12月 |
| 発送部数 | 約5,400部 |

カ 成果品の納品

成果品は、印刷物及びデータ（印刷物PDF、撮影画像等）とし、印刷物については、発行部数から発送部数を引いた残部を県移住・定住促進課に納入すること。

4 権利の帰属

- (1) 成果品の著作権は県に帰属することとし、県は受託者の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。
- (2) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することはできないものとする。

5 その他留意点

- (1) 業務内容の実施にあたっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこと。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならないものとする。ただし、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務の実施にあたり、著作権、肖像権や個人情報を扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図ること。

6 概算払

- (1) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (2) 県は、受託者から概算払の請求を受けたときは、その支払をするものとする。

7 実績報告

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。